

令和 7 年度 第 1 回基幹相談支援センター運営委員会 概要

日 時：令和 7 年 6 月 13 日（金）10：30～12：00

場 所：オンライン

出席者：14 名 運営委員：近藤委員、高張委員、河内委員、

尾形委員、辻委員、菅野委員、松山氏

（事務局：障がい福祉課 2 名、ワン・オール 5 名）

次第

- 1 令和 7 年度の事業計画について、報告と質疑応答
- 2 基幹相談支援センターとしての中立性、業務の進め方、業務内容に関する各委員からの意見

扱われた内容（令和 7 年度事業計画に準じて報告）

・個別相談支援業務

⇒ 個別相談支援の実績や傾向について報告。

・委託相談支援事業の支援業務

⇒ 委託相談支援事業所と協働、協力しながら行う研修の開催について報告。

⇒ 市域協議会相談支援部会と連携しながら行う、札幌市全体の相談支援体制再検討について報告。

・計画相談支援（障害児相談支援）の推進業務／地域相談支援の推進業務

⇒ 『計画相談支援等マニュアル』や『別冊』、『様式集』を活用した研修等での、計画の質の検証や適正なモニタリング頻度提案への取組、区毎意見交換会との協働の取組について報告。

⇒ ピアサポーター活用事業について、実績や傾向について報告。

⇒ 指定一般相談支援事業所と精神科病院への周知活動について報告。

・障がい当事者による相談支援活動の支援業務

⇒ ピアサポーター交流会の開催状況について報告。

・札幌市自立支援協議会の事務局業務

⇒ 改正障害者総合支援法が求める協議会について、札幌市自立支援協議会への落とし込みの取組について報告。

⇒ 『さっぽろ障がい者プラン』と『アクションプラン』策定のタイミングを意識した、事務局業務の取組について報告。

・誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務の推進と周知活動

⇒ 支え合い研修実施に向けた取組について報告。

⇒ 外部アドバイザーとの連携、個別避難計画作成への関わりについて報告。

等

運営委員からの意見

<個別相談支援業務を含む、委託相談支援事業の支援業務に関して>

- ・精神科病院からの退院請求ケースについて、病院の果たすべき義務への対応や、判断すべき機関への働きかけも検討していけると良い。また、病院内の協力者との連携や協働についても検討していけると良い。

<計画相談支援（障害児相談支援）の推進業務／地域相談支援の推進業務に関して>

- ・各区で実施していく研修企画等について、地域の実情にあった形での開催や、札幌市全体の動きとも連動していくことで、相談支援体制の整備にも繋がっていくのではないかな。
- ・セルフプランについて、工夫をしている他市町村の取組も参考に検討できると良い。例えば、サービス利用開始時は計画を作成し、徐々にセルフプランに移行させている市町村がある。
- ・障がい児支援利用計画という名称の工夫もできると良い。例えば、“子ども応援プラン”という名称にしている市町村がある。
- ・地域相談支援について、医療機関への周知も必要。精神保健福祉士等に地域相談支援やピアサポーターの効果やメリットを伝えることができる場の設定について今後検討できると良い。

<障がい当事者による相談支援活動の支援業務に関して>

- ・支援する側とされる側ではなく、同じ立場として関わっているピアサポーターの存在や効果に期待している。

<札幌市自立支援協議会の事務局業務に関して>

- ・プランに提案することだけを目的とした活動にならないよう、区域等小さな規模でもできるような、情報の提供や共有ということが改正法でも示されている。より身近な地域を意識しながら、市域協議会との連動もしていけると良い。地域課題を、市域協議会に報告したり、プランに提言をしたりということが必要だという時には、地域課題に基づく取組の中から発信ができると良い。
- ・協議会は、個別的な支援と地域づくりの両輪で進めていけると良い。
- ・オブザーバー的に参加をしている各区地域部会について、課題抽出等へ向けた取組や、区毎意見交換会と地域部会の繋がりを意識した取組への協力も検討できると良い。

<誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務に関して>

- ・各区に配置されている地域支援員との連携についてもより強化できると良い。

<各項目共通>

- ・相談支援体制整備や地域づくりを進めていく上で、基幹相談センターが1箇所しかないということについての議論は必要。基幹相談支援センターの機能がよりよい形で発揮できるよう、設置数も含めた検討を行って欲しい。